

## 第3回国連防災世界会議に係る国内準備会合の開催について

〔平成26年1月31日〕  
〔内閣府政策統括官（防災担当）決定〕

## 1. 趣旨

平成27年3月に我が国で開催される第3回国連防災世界会議に向けて、兵庫行動枠組（HFA）の後継枠組への我が国としての提案、東日本大震災からの復興の現状、教訓等の我が国の知見の発信等の検討を行うため、第3回国連防災世界会議に係る国内準備会合（以下「国内準備会合」という。）を開催する。

## 2. 構成員

- （1）国内準備会合は、別紙に掲げる有識者等をもって構成し、内閣府政策統括官（防災担当）（以下「統括官」という。）が開催する。ただし、統括官は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- （2）国内準備会合の座長は、統括官が指名する。
- （3）国内準備会合は、必要に応じ、その他の関係者の出席を求めることができる。

## 3. 庶務

国内準備会合の庶務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）において処理する。

## 4. その他

前各項に定めるもののほか、国内準備会合の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。